

工 事 成 績 評 定 表

令和 年 月 日
事務所名： 事務所

工 事 名		
契 約 金 額	当初 ¥	最終 ¥
工 期	当初 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	最終 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
完 成 年 月 日	令和 年 月 日	
完 成 検 査 年 月 日	令和 年 月 日	
中 間 技 術 検 査 年 月 日	第1回: 令和 年 月 日 第2回: 令和 年 月 日	
請 負 者 氏 名		
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 補 佐 氏 名		
総 括 技 術 評 価 官 所 属 ・ 氏 名	印	
主 任 技 術 評 価 官 所 属 ・ 氏 名	印	
技 術 検 査 官 (中 間) 所 属 ・ 氏 名	印	
技 術 検 査 官 (完 成) 所 属 ・ 氏 名	印	
① 主 任 技 術 評 価 官 評 定 点	点	
② 総 括 技 術 評 価 官 評 定 点	点	
③ 技 術 検 査 官 (中 間) 評 定 点	点	
④ 技 術 検 査 官 (完 成) 評 定 点	点	
⑤ 法 令 遵 守 等	点	
⑥ 評 定 点 合 計	点	

注1) 中間技術検査があった場合

$$\text{評定合計 ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

中間技術検査がなかった場合

$$\text{評定合計 ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$$

2) 中間技術検査が2回以上あった場合、評定点は中間技術検査を合わせた平均点を記入する。

3) 一部完成の場合は、総括技術評価官、主任技術評価官及び技術検査官が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4) 主任技術評価官、総括技術評価官、技術検査官の評定点は小数第1位までとする。

5) 評定合計は、四捨五入により整数とする。

6) ⑤法令遵守等は、総括技術評価官が記入する。

工 事 成 績 評 定 表

令和 年 月 日
事務所名： 事務所

工 事 名		
契 約 金 額	当初 ￥	最終 ￥
工 期	当初 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	最終 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
完 成 年 月 日	令和 年 月 日	
完 成 技 術 検 査 年 月 日	令和 年 月 日	
既 済 部 分 技 術 検 査 年 月 日	第1回：令和 年 月 日 第2回：令和 年 月 日	
中 間 技 術 検 査 年 月 日	第1回：令和 年 月 日 第2回：令和 年 月 日	
請 負 者 氏 名		
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 補 佐 氏 名		
総 括 技 術 評 価 官 所 属 ・ 氏 名		
主 任 技 術 評 価 官 所 属 ・ 氏 名		
完 成 技 術 検 査 官 所 属 ・ 氏 名		
既 済 部 分 技 術 検 査 官 所 属 ・ 氏 名		
中 間 技 術 検 査 技 術 検 査 官 所 属 ・ 氏 名		
① 主 任 技 術 評 価 官 評 定 点	点	
② 総 括 技 術 評 価 官 評 定 点	点	
③ 既 済 部 分、中 間 技 術 検 査 官 評 定 点	点	
④ 完 成 技 術 検 査 官 評 定 点	点	
⑤ 法 令 遵 守 等	点	
⑥ 評 定 点 合 計	点	

注1) 既済部分、中間技術検査があった場合

$$\text{評定合点} \text{ ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

既済部分、中間技術検査がなかった場合

$$\text{評定合点} \text{ ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$$

2) 既済部分、中間技術検査が2回以上あった場合、評定点は既済部分、中間技術検査を合わせた平均点を記入する。

3) 一部完成の場合は、総括技術評価官、主任技術評価官及び技術検査官が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4) 主任技術評価官、総括技術評価官、技術検査官の評定点は小数第1位までとする。

5) 評定合点は、四捨五入により整数とする。

6) ⑤法令遵守等は、総括技術評価官が記入する。

考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 <input type="checkbox"/> その他 理由： <p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・ b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・ c</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>				<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 <input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 <input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 <input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 <input type="checkbox"/> 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 <input type="checkbox"/> その他 理由： <p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・ b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・ c</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>				<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>

考查項目別運用表

(総括技術評価官)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
7. 法令遵守等	措 置 内 容	点 数
	<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上	－ 20点
	<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点
	<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点
	<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点
	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	－ 8点
	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	－ 5点
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点
	<input type="checkbox"/> 8.その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">理由： _____</div>	－ 点
	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし	
<p>① 本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行すること限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15.受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による） 		

